

## 第16 休止、再開の届出

市危則第17条関係

・危険物製造所等使用休止・再開届出書

- 1 市危則第17条に規定する危険物製造所等使用休止・再開届出書は、製造所等の全部又は一部の使用を3か月以上休止使用とするとき又は現に休止している製造所等の使用を再開しようとするときに届出を提出するものとする。なお、使用の休止期間の目途が立たない場合についても同様とする。  
休止する場合は、不活性ガス等での置換、他施設との連絡配管の取外し、又は仕切板等による縁切りを行ふこと。
- 2 休止する製造所等は、原則として危険物をすべて取り除くこと。◆
- 3 製造所等は、休止中であっても法第14条の3の2に規定する定期点検を実施する必要があること。  
ただし、規則第62条の5から第62条の5の3による点検については、「休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書」、「休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書」及び「休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書」の申請が認められた場合は、この限りでない。
- 4 休止中の製造所等の使用を再開する場合は、定期点検に準じた点検を実施し、安全を確認してから使用すること。◆
- 5 屋内貯蔵所において、危険物の貯蔵を一定期間（約6か月間）休止し、その間、非危険物の保管を認めてさしつかえない。なお、この時休止中の使用方法及び再開時における保安上の点検方法についての資料を添付すること。（S56. 9. 25 消防危第120号質疑）